

「裁判員制度」が、2009年(平成21年)5月21日からスタートします。



【参考】裁判員制度に関するスケジュール

■04年(平成16年)5月21日

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)が成立。(同年5月28日、公布)

■08年(平成20年)4月15日

閣議決定　一　裁判員制度を平成21年5月21日から開始することを決定。

■08年11月28日(予定)

裁判所より「裁判員候補者に選ばれたことを知らせる通知」が一斉に発送される。

■09年(平成21年)5月21日

裁判員制度がスタート。

(出所：法務省、各種報道より)

はじめに

強盗致死傷、殺人、現住建造物等放火、強姦致死傷、傷害致死、強制わいせつ致死傷、強盗強姦、覚せい剤取締法違反、危険運転致死等など、目を覆いたくなるような不幸な犯罪事件等が日々絶えません。

しかし、そのような中でも、大半の一般市民においては、これらの犯罪事件等とは関わりを持つことなく、何事なく生活を送ることができます。それは、意識的にせよ、あるいは無意識にせよ、自分とは関係のない他人事として、不幸な犯罪事件から目をそらすことができるからなのかもしれません。

ところで、各種メディアで報じられている通り、「裁判員制度」が来年(2009年)5月21日から開始されます。そして、来年の裁判員制度開始に先立ち、本年11月28日頃には、裁判員候補者に選ばれたことを知らせる通知(以下、「お知らせ」という。)が、全国の裁判所より一斉に発送される予定です。もしかすると、貴方や貴方の身近な方(職場同僚や家族など)にも今秋には裁判所より「お知らせ」が届くかもしれません。

このように、裁判員制度自体、来年の制度スタートに向けて準備は着実に進んでいる訳ですが、この新しい制度の開始には、どのような意義があるのでしょうか、私たち一般市民の生活や意識にどのような影響を与えるのでしょうか。ここで、あらためて本制度の趣旨および概要について纏めてみたいと思います。

裁判員制度 全国広報キャラクター「サイバンインコ」



1. 裁判員制度とは

市民が裁判員として刑事事件の裁判に参加する制度

裁判員制度とは、一般市民が裁判員として刑事裁判（第一審のみ）に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める「国民の司法参加」を実現する制度です。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されますので、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

また、同時に、私たち一般市民においても、この裁判員制度は、これまで所詮他人事としていた犯罪事件等の刑事裁判に裁判員として関わることにより、あらためて「同じ社会に生きる人間として、問題を共有して考える」機会やそのきっかけを提供してくれる新し



裁判員裁判用法廷のイメージ写真

(イメージ写真出所：最高裁判所提供)

い社会の制度となるかもしれません。

2. 裁判員制度に関するQ & A

一般市民・会社従業員から企業経営者の皆様方まで幅広く関わりが求められます(他人事ではありません)

それでは、裁判員制度の具体的な内容・運営等について、以下、Q & A方式でポイントを解説いたします。

Q 1：裁判員制度はなぜ導入されるのか？

A 1：一般市民が裁判に参加することによって、一般市民の視点、感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、裁判が身近になり、我々一般市民の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。ひいては、このことが、我々一般市民を取り巻く社会について考えることに繋がり、より良い社会づくりへの第一歩となることが期待されています。

Q 2：裁判員が参加するのは、どのような事件ですか？

A 2：裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、具体例は次のとおりです。

- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)

- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

Q 3：裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A 3：裁判員は、衆議院議員選挙の有権者の中から毎年「くじ」で選ばれます。なお、具体的な裁判員選任の流れは次の通りです。

- ① 【前年12月ころまで】翌年の裁判員候補者名簿の作成・候補者への通知・調査票の送付。
- ② 【原則裁判の6週間前まで】事件ごとに、①の名簿の中から、「くじ」でその事件の裁判員候補者を選定・呼出状・質問票の送付。
- ③ 【裁判員選任手続期日】裁判所で、②の候補者の中から裁判員6名を「くじ」で選任(必要な場合には補充裁判員も選任)

Q 4：裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A 4：裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを判断します。例えば、目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、我々一般市民が日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的には同じであり、特に法律の知識は必要ありません。

なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されます。

Q 5：裁判員になることを辞退することはできますか？

A 5：広く国民に参加をお願いする制度であるため、原則として辞退できないことになっています。ただし、次のような人は、申し出をして裁判所から認め



られれば辞退することができます。(以下、辞退申し出の主なもの)

- ① 70歳以上の人
- ② 学生又は生徒
- ③ 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことが困難な人。

(やむを得ない理由とは、例えば)

- 重い病気・けが
- 親族等の介護・養育
- 事業に著しい損害が生じる恐れがあること
- 父母の葬式等の社会生活上の重要な用務
- 妊娠中や出産直後(8週間以内)
- 妻・娘の出産への立会い又は入退院付き添い
- 裁判員の職務を行うこと等により、本人等に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずるような場合。

Q6：裁判員となるために仕事を休むことはできますか？また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A6：裁判員となるために必要な休みを取ることは法律で認められています。また、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。(従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくなるため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。)

Q7：裁判は時間がかかるのでは？

A7：実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。(最高裁判所によると、想定される裁判日数は、

3日以内が約7割とされています。)

Q8：裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいなのですか？

A8：2007年の裁判員制度の対象となる事件は2,643件でした。仮に1事件につき裁判員候補者として50人から100人が呼ばれるとすると、1年間で約400人から800人に1人が裁判員候補者として通知を受けることになります。

例えば、従業員1,000名の企業では、毎年、1～3名程度の社員が裁判員候補者になります。(社員の親族まで含めると、該当者はもっと増えることになります。)

終わりに

以上、来年5月からスタートする裁判員制度について、趣旨と概要について説明しました。

わが国では初めての試みということもあり、実際の制度運営の場面では多少の混乱は生じるかもしれません。ただ、裁判員制度導入の意義と目的については、恐らく多くの一般市民に理解を得られるものではないかと考えます。

今後、裁判員制度が上手く機能するためには、一般市民や企業等の協力も欠かせませんが、まずは、社会の各構成員がこの新しい制度に関心を持ち、積極的に関与していく姿勢が重要であるといえるでしょう。

(田中 義一)

《協力》
福岡地方検察庁

《参考資料》
法務省ウェブサイト 裁判員制度コーナー
<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/>

《「裁判員制度」に関するお問合せ先》
福岡地方検察庁092-734-9194
熊本地方検察庁096-323-9035
長崎地方検察庁095-822-4269

(全国の検察庁では、ご要望に応じて裁判員制度や検察の仕事などについて説明会を開催しています。)